

議 事 日 程

令和 6 年 11 月 18 日
午後 3 時 30 分 開 会
さんくす 3 番 館 4 階 教 育 委 員 室

- 第 1 報告第 24号 吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について
- 第 2 議案第 73号 令和 6 年 1 1 月吹田市議会定例会提案の健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリーの指定管理者の指定について
- 第 3 議案第 74号 令和 6 年 1 1 月吹田市議会定例会提案の吹田市立自然の家の指定管理者の指定について
- 第 4 議案第 75号 令和 6 年 1 1 月吹田市議会定例会提案の吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について
- 第 5 議案第 76号 令和 6 年 1 1 月吹田市議会定例会提案の令和 6 年度補正予算案について（教育委員会所管事務分）
- 第 6 教育長報告

議案第 7 3 号

令和 6 年 1 1 月吹田市議会定例会提案の健都レールサイド公園
及び吹田市立健都ライブラリーの指定管理者の指定について

教育事務に関し市長の作成する議会の議案について、別紙の内容で異
議がないものとします。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

吹田市教育委員会
教育長 大江 慶博

議案第 1 2 4 号

健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリーの指定管理者の
指定について

本市は、健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリーの指定管理者を次のとおり指定します。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 (1) 健都レールサイド公園
(2) 吹田市立健都ライブラリー

- 2 指定管理者 健康医療都市まちづくり本舗

代表者 兵庫県神戸市中央区港島中町 7 丁目 1 番 1

アシックススポーツファシリティーズ株式会社

代表取締役 片 岡 秀 文

構成員 東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番3号

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役社長 山 田 智 治

構成員 大阪市西区江戸堀1丁目8番14号

株式会社日比谷アメニス 大阪支店

支店長 堤 浩 之

構成員 大阪市東成区中道1丁目10番26号

テルウェル西日本株式会社 関西支店

取締役支店長 柳 川 瀬 隆 良

3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

健都ルールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー指定管理者候補者団体概要

1 指定管理者候補者

団体名称等	健康医療都市まちづくり本舗 (代表者) 兵庫県神戸市中央区港島中町 7 丁目 1 番 1 アシックススポーツファシリティーズ株式会社 代表取締役 片岡 秀文
-------	---

2 構成団体概要

(1) 代表者

名称	アシックススポーツファシリティーズ株式会社
設立年月日	令和 2 年 (2020 年) 5 月 1 日
団体の目的 及び事業	1 スポーツ施設およびレジャー施設の設置および運営 2 各種スポーツ用品および各種レジャー用品の製造および販売 3 スポーツイベントのコンサルティングおよび運営 4 スポーツコンテンツの企画・開発・販売、指導および運営 5 健康増進関連事業の運営 6 不動産の管理保全および賃貸 7 前各号に付帯する一切の事業
役員	取締役 3 名 (うち代表取締役 1 名) 監査役 1 名

(2) 構成員

名称	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
設立年月日	昭和 61 年 (1986 年) 11 月 1 日
団体の目的 及び事業	1 学校、病院、寮、保養施設、社会福祉施設等の給食業務の請負及び 栄養管理、指導に関する業務 2 各種施設の総合管理業務の請負及び運営 3 自治体が公募する指定管理者の運営業務 4 自治体が公募する請負業務

	5 有料道路、有料駐車場の維持補修及び清掃並びに料金徴収、通行券類の販売に関する業務の請負
	6 警備の請負並びに防犯、防災に関する調査、助言及び設備器具の販売
	7 金融機関への金銭の出し入れ及び郵便物の荷造り発送業務並びに家事事務代行サービス
	8 ビルメンテナンス業
	9 水道、電気、ガス等の検針及び検査に関する業務の請負
	10 酒類、煙草、塩、切手、衣料品、食料品、化粧品、菓子、ライター、書籍、文房具、玩具及び日用品雑貨の販売
	11 公衆浴場の経営
	12 一般労働者派遣事業並びに各種軽作業請負業務
	13 有料職業紹介事業
	14 オフィス・オートメーション及び関連機器の利用に関する教育並びに指導
	15 個人及び企業の経営活性化のための人材教育並びに研修業務
	16 医療機関等から委託された医事関連業務の請負
	17 通所介護、訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護及び居宅介護支援事業並びに介護用品及び介護機器の販売その他介護保険法に基づく介護事業
	18 障害者自立支援法に基づく障害者サービス事業
	19 リネンサプライ業
	20 乳幼児及び児童の保育の請負
	21 地域子育て支援拠点事業の管理運営業務の請負
	22 児童館、放課後児童クラブ、子育て支援センター、子供クラブ等の管理運営業務の請負
	23 不動産の売買、賃貸借及び管理
	24 車両の運行、点検、保守に関する業務の請負
	25 自動車の整備並びに自動車・自動車部品の販売、斡旋
	26 旅客自動車運送事業
	27 自動車の陸送および回送業務
	28 清掃業務
	29 飲食店の運営に関する業務
	30 ホテル、旅館、レストランの経営
	31 貸室業

	32 減塩、低カロリー及びリノール酸などの成分調整食品製造、販売 33 農業、農園、牧場の経営及び管理 34 農産物、畜産物、木材、薪炭、きのこ類、果実類、油脂、山菜の生産、加工及び販売 35 ビール、ワイン及び果汁の製造及び販売 36 飲料、食品及び土産物等売店の経営 37 前各号に付帯又は関連する一切の事業
役員	取締役 6 名（うち代表取締役 1 名） 監査役 2 名

（３）構成員

名称	株式会社日比谷アメニス 大阪支店
設立年月日	昭和 46 年（1971 年）10 月 1 日
団体の目的 及び事業	1 造園土木、一般土木並びに建築工事 2 ゴルフ場建設及び各種競技場工事 3 遊園器具及び体育器具設置工事 4 上記各工事に関連する設計監理、鑑定及び製作販売業務 5 観光施設、スポーツ施設、公園、道路の経営及び受託運営 6 観光施設、スポーツ施設、公園、道路の経営及び受託運営に関するコンサルタント 7 生花、商品の企画、開発、販売及びコンサルタント 8 各種イベントの企画、実施及びコンサルタント 9 売店、喫茶及びレストランの運営に関する業務 10 広報、プロモーションに関する企画及びコンテンツ製作に関する業務 11 不動産賃貸に関する業務 12 前各号に附帯する一切の業務
役員	取締役 15 名（うち代表取締役 1 名） 監査役 1 名

（４）構成員

名称	テルウェル西日本株式会社 関西支店
設立年月日	平成 13 年（2001 年）4 月 2 日
団体の目的 及び事業	1 清掃、害虫駆除、環境測定、建物メンテナンスに関する業務 2 常駐警備、巡回警備、機械警備、交通誘導警備に関する業務

	3 催物等の警備対象施設における混乱防止等の安全及び秩序維持と誘導警備に関する業務
	4 電気設備及び空調、衛生設備の工事請負に関する業務
	5 土木建築工事の企画、設計、施工請負に関する業務
	6 造園、緑化工事の企画、設計、施工請負に関する業務
	7 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋及び管理に関する業務
	8 福利厚生施設、スポーツ施設、飲食店、コンビニエンスストア等の運営管理及び運営業務の受託に関する業務
	9 駐車場の管理運営に関する業務
	10 自動販売機の設置及び運営管理に関する業務
	11 公衆電話ボックス及び公衆電話キャビネット、公衆電話置台の販売、工事、清掃、保守並びに料金収集に関する業務
	12 現金自動受払機及びその設置場所の清掃に関する業務
	13 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬、処理処分に関する業務
	14 金属くず業
	15 貨物運送取扱事業に関する業務
	16 什器、機器、防災用品、清掃用具、タバコ、食料品及び日用品等の販売に関する業務
	17 印刷物、出版物の発行販売に関する業務
	18 切手、印紙類、プリペイドカード、商品券等有価証券の販売に関する業務
	19 ガソリン、軽油、灯油、重油の販売に関する業務
	20 酒類販売業
	21 古物営業法に基づく古物の売買に関する業務
	22 各種レンタル業及び総合リース業に関する業務
	23 電気通信事業法に基づく電気通信事業に関する業務
	24 電気通信工事の設計、施工及び電気通信設備の運用、保守に関する業務
	25 電気通信に関するシステム及びソフトウェアの企画、開発、制作、販売並びに保守、運用に関する業務
	26 通信機器の販売、設置、保守に関する業務
	27 各種情報提供サービスに関する業務
	28 非常通報機及び防災設備並びに防災機器の販売、設置、保守に関する業務
	29 電報の受付及び配達等の受託に関する業務

	30 広告業、広告代理店業務に関する業務 31 電柱広告の利用権の販売及び管理に関する業務 32 企業等における各種オフィスサポート業務 33 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業に関する業務 34 職業安定法に基づく有料職業紹介事業に関する業務 35 ダイレクトメールの企画、製作並びに発送代行に関する業務 36 各種イベントの企画運営、ボランティア活動等に関する業務 37 介護保険法に基づく下記事項に関する業務 （１）介護保険法に基づく居宅サービス事業 （２）介護保険法に基づく介護予防サービス事業 （３）介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業 （４）介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 （５）介護保険法に基づく居宅介護支援事業 （６）介護保険法に基づく第１号事業 （７）一般乗用旅客自動車運送事業〈介護認定者移送限定〉 38 介護人材の育成に関する業務 39 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく下記事項に関する業務 （１）障害者等福祉サービス事業に関する業務 （２）市町村地域生活支援事業に関する業務 40 有料老人ホーム事業、高齢者用住宅事業 41 生きがい、健康管理、経済等生涯の生活設計（ライフプラン）研修、相談に関する業務 42 冠婚葬祭業者の斡旋に関する業務 43 医療機器並びに医療品及び医薬部外品の販売に関する業務 44 医療機関等からの委託によるカルテ搬送、患者給食の提供、洗濯、医療機関への連絡等に関する業務 45 前各号に附帯する一切の業務
役員	取締役 ６名（うち代表取締役１名） 監査役 ３名

健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

(1) 健都レールサイド公園 吹田市片山町1丁目～岸部新町

(2) 吹田市立健都ライブラリー 吹田市岸部新町2番31号

※上記2施設について、一体的な管理運営を行う。

2 指定管理者候補者

健康医療都市まちづくり本舗

(代表者) アシックススポーツファシリティーズ株式会社

兵庫県神戸市中央区港島中町7丁目1番1

代表取締役 片岡 秀文

(構成員) シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3

代表取締役社長 山田 智治

(構成員) 株式会社日比谷アメニス 大阪支店

大阪府大阪市西区江戸堀1丁目8番14号

支店長 堤 浩之

(構成員) テルウェル西日本株式会社 関西支店

大阪府大阪市東成区中道1丁目10番26号

取締役支店長 柳川瀬 隆良

3 指定の期間

令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで

4 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和7年度(2025年度)	125,000,000円
令和8年度(2026年度)	125,000,000円
令和9年度(2027年度)	125,000,000円
令和10年度(2028年度)	125,000,000円
令和11年度(2029年度)	125,000,000円
合 計	625,000,000円

※管理経費は市が指定管理料として支出する。

指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方

で締結する年度協定書で定めるものとする。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項等の公表	令和6年(2024年)5月24日
現地説明会	令和6年(2024年)6月5日(8団体)
参加意向表明書の受付	令和6年(2024年)7月10日から25日まで(4団体)
提出書類の受付	令和6年(2024年)8月1日から16日まで(3団体)

(2) 選定の経過

第1回選定委員会	令和6年(2024年)4月19日
第2回選定委員会	令和6年(2024年)9月26日

6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	役職等
委員長	渡邊 智山	関西大学 文学部教授
委 員	山本 壱弥	国立循環器病研究センター 理学療法士
委 員	石川 武敏	大阪学院大学 国際学部教授
委 員	加我 宏之	大阪公立大学 農学研究院教授
委 員	古曳 由美子	近畿税理士会吹田支部

7 選定概要

(1) 選定方法

選定委員会において、募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認した上で、応募者からの提案内容について書類審査、プレゼンテーション審査を実施し、選定基準に基づき、各委員が評価を行いました。採点の結果、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として、指定管理者候補者及び次点者を選定しました。

なお、各委員の評価点数の合計の平均点が100点満点中、60点に満たない場合は、指定管理者候補者及び次点者に選定しないこととしました。

(2) 選定結果

(評価点の単位：点)

		ア 委員	イ 委員	ウ 委員	エ 委員	オ 委員	平均 評価点	1 位 とした 委員数	2 位 とした 委員数
健康医療都市 まちづくり 本舗	評価点	77.82	96.82	95.82	79.82	68.82	83.82	2 人	3 人
	順位	2 位	1 位	1 位	2 位	2 位			
次点者	評価点	92.80	96.80	94.80	85.80	64.80	87.00	2 人	2 人
	順位	1 位	2 位	2 位	1 位	3 位			
団体 A	評価点	65.00	85.00	84.00	49.00	75.00	71.60	1 人	0 人
	順位	3 位	3 位	3 位	3 位	1 位			

(3) 採点集計表

ア 健康医療都市まちづくり本舗

(単位：点)

分 類	選定基準・評価項目	配点 (※1)	評価点				
			ア委員	イ委員	ウ委員	エ委員	オ委員
管理運営 方針	管理運営方針を理解 した提案であること	4	3	4	4	3	4
事業全体	健都が目指す「医療 イノベーションと新 しいライフスタイル で健康寿命の延伸を リードするまち」の 達成に向けた事業提 案であること	15	12	15	14	12	10
管理運営 に関する 業務	健康増進及び利用促 進等に関する業務	20	12	20	19	16	14
	施設及び設備の適切 な維持管理等	16	10	16	16	12	12
自主事業 に関する 業務	公園及びライブラリ ーの目的に合った自 主事業であること	10	10	10	10	6	4
管理運営 体制	適切な管理運営体制 であること	15	13	12	15	11	8
収支計画	収支計画に関するこ と	5	3	5	3	5	2
実 績	類似施設の指定管理 の実績	5	5	5	5	5	5
見積額	指定管理料の提案見 積額(※2)	10	9.82	9.82	9.82	9.82	9.82
合 計		100	77.82	96.82	95.82	79.82	68.82
順 位		—	2 位	1 位	1 位	2 位	2 位

※1 委員一人当たりの配点

※2 評価点(小数点第3位を四捨五入) = 配点10点 × 応募者中最低見積額/提案見積額

イ 次点者

(単位：点)

分 類	選定基準・評価項目	配点 (※1)	評価点				
			ア委員	イ委員	ウ委員	エ委員	オ委員
管理運営 方針	管理運営方針を理解 した提案であること	4	4	4	4	4	3
事業全体	健都が目指す「医療 イノベーションと新 しいライフスタイル で健康寿命の延伸を リードするまち」の 達成に向けた事業提 案であること	15	14	15	14	12	6
管理運営 に関する 業務	健康増進及び利用促 進等に関する業務	20	18	19	19	19	15
	施設及び設備の適切 な維持管理等	16	14	16	16	10	10
自主事業 に関する 業務	公園及びライブラリ ーの目的に合った自 主事業であること	10	8	10	8	8	4
管理運営 体制	適切な管理運営体制 であること	15	15	14	14	13	8
収支計画	収支計画に関するこ と	5	5	4	5	5	4
実 績	類似施設の指定管理 の実績	5	5	5	5	5	5
見積額	指定管理料の提案見 積額(※2)	10	9.80	9.80	9.80	9.80	9.80
合 計		100	92.80	96.80	94.80	85.80	64.80
順 位		－	1 位	2 位	2 位	1 位	3 位

※1 委員一人当たりの配点

※2 評価点(小数点第3位を四捨五入)＝配点10点×応募者中最低見積額/提案見積額

ウ 団体A

(単位：点)

分 類	選定基準・評価項目	配点 (※1)	評価点				
			ア委員	イ委員	ウ委員	エ委員	オ委員
管理運営 方針	管理運営方針を理解 した提案であること	4	2	4	4	3	2
事業全体	健都が目指す「医療 イノベーションと新 しいライフスタイル で健康寿命の延伸を リードするまち」の 達成に向けた事業提 案であること	15	8	14	13	6	11
管理運営 に関する 業務	健康増進及び利用促 進等に関する業務	20	10	18	19	8	15
	施設及び設備の適切 な維持管理等	16	12	12	10	6	12
自主事業 に関する 業務	公園及びライブラリ ーの目的に合った自 主事業であること	10	8	10	8	4	8
管理運営 体制	適切な管理運営体制 であること	15	8	10	12	4	10
収支計画	収支計画に関するこ と	5	3	3	4	4	3
実 績	類似施設の指定管理 の実績	5	4	4	4	4	4
見積額	指定管理料の提案見 積額(※2)	10	10	10	10	10	10
合 計		100	65	85	84	49	75
順 位		—	3 位	3 位	3 位	3 位	1 位

※1 委員一人当たりの配点

※2 評価点(小数点第3位を四捨五入) = 配点10点 × 応募者中最低見積額/提案見積額

議案第 7 4 号

令和 6 年 1 1 月吹田市議会定例会提案の吹田市立自然の家の指定管理者
の指定について

教育事務に関し市長の作成する議会の議案について、別紙の内容で異議
がないものとします。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

吹田市教育委員会
教育長 大江 慶博

議案第 1 2 5 号

吹田市立自然の家の指定管理者の指定について

本市は、吹田市立自然の家の指定管理者を次のとおり指定します。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立自然の家
- 2 指定管理者 大阪市中央区法円坂 1 丁目 1 番 3 5 号
一般財団法人大阪市青少年活動協会
会長 出 田 善 蔵
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

吹田市立自然の家の指定管理者候補者団体概要

団体名称等	所在地 大阪市中央区法円坂 1 丁目 1 番 3 5 号 団体名 一般財団法人 大阪市青少年活動協会 会 長 出田 善蔵
設立年月日	昭和 5 0 年（1975 年） 5 月 1 日
団体の目的 及 び 事 業	目的 この法人は、青少年の健全育成活動を促進し、心身ともに健康な青少年の育成を図ることを目的とする。 事業 この法人は、前記の目的を達成するため、次の事業を行う。 1 青少年活動に関する指導者の養成 2 青少年活動の普及・振興 3 青少年活動に関する情報の収集・提供、相談・助言、調査・研究 4 青少年の体験活動に係る事業の実施 5 青少年活動施設の運営・管理 6 青少年活動関係機関・団体等との連携・支援 7 その他この法人の目的を達成するために必要と認めた事業
役 員	役員 9 名（うち会長 1 名、専務理事 1 名、常務理事 1 名、理事 4 名、監事 2 名）

吹田市立自然の家指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

名 称	吹田市立自然の家
所在地	滋賀県高島市今津町南生見

2 指定管理者候補者

名 称 一般財団法人 大阪市青少年活動協会
住 所 大阪市中央区法円坂1丁目1番35号
代表者 会長 出田 善蔵

3 指定の期間

令和7年(2025年)4月1日～令和12年(2030年)3月31日

4 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和 7 年度(2025 年度)	7 6, 0 0 0, 0 0 0 円
令和 8 年度(2026 年度)	7 5, 0 0 0, 0 0 0 円
令和 9 年度(2027 年度)	7 5, 9 0 0, 0 0 0 円
令和 1 0 年度(2028 年度)	7 4, 9 0 0, 0 0 0 円
令和 1 1 年度(2029 年度)	7 5, 0 0 0, 0 0 0 円
合 計	3 7 6, 8 0 0, 0 0 0 円

管理経費は市が指定管理料として支出します。

なお、指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項等の配布	令和6年（2024年）	8月21日～9月30日	
現地施設案内	令和6年（2024年）	8月29日	（2団体）
参加意向表明書の受付期間			
	令和6年（2024年）	9月3日～9月17日	（2団体）
申請書類の受付	令和6年（2024年）	9月10日～9月30日	（2団体）

(2) 選定の経過

第1回選定委員会 令和6年(2024年) 8月 5日
第2回選定委員会 令和6年(2024年) 10月25日

6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
委 員 長	川上 光男	元吹田市社会教育委員
副委員長	桑名 恵子	元千里金蘭大学教授
委 員	築谷 康夫	関西大学非常勤講師
委 員	岸本 広樹	高島市教育委員会教育総務部社会教育課地域教育連携室室長
委 員	劔物 康建	税理士（近畿税理士会吹田支部）

7 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認した上で、応募者から提案内容について書類審査、プレゼンテーション審査を実施し、選定基準に基づき、各委員が評価を行いました。採点の結果、1位と順位付けした委員が最も多い者を上位としました。

なお、各委員の評価点数の合計の平均点が100点満点中60点に満たない場合は、指定管理者候補者及び次点者に選定しないこととしました。

(2) 選定結果

団体名 \ 選定委員	ア	イ	ウ	エ	オ
指定管理者候補者 一般財団法人 大阪市青少年活動協会	99点	95点	89点	88点	86点
	1位	1位	1位	1位	1位
事業者 A	41点	77点	54点	72点	33点
	-	-	-	-	-

(3) 採点集計表

一般財団法人 大阪市青少年活動協会

(単位: 点)

No	選定基準	評価項目	配点 (※1)	評価点				
				ア委員	イ委員	ウ委員	エ委員	オ委員
1	市民の平等な利用が確保されること。	ア 施設の管理運営を実施する際の基本方針	10	10	10	10	8	10
		イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	5	5	4	4	4
		ウ 個人情報保護についての考え方及び具体的取組	5	5	5	4	4	5
2	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること（自主事業の内容を含む。）。	ア 主催事業の具体的内容	5	5	5	5	5	4
		イ 自主事業の具体的内容	5	4	5	5	4	4
		ウ 環境学習、自然体験学習等への取組	5	5	5	4	5	5
		エ 食堂運営の内容（食事内容、料金、体制、安全・衛生などの具体的内容）	5	5	4	5	5	4
		オ 高島市及び周辺の他施設との連携	5	5	4	4	4	4
3	事業計画書、管理体制計画書の内容が、安定した管理を行う人員、資産、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること。	ア 安定的な管理運営が可能となる人的能力	10	10	8	8	10	8
		イ 安定的な管理運営が可能な財政的基盤	10	10	10	8	10	8
4	収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること（自主事業による利益の取組の提案を含む。）。	ア 施設の管理運営に係る経費の内容	10	10	10	10	8	8
5	施設の設置目的を効果的に達成し、利用者に質の高いサービスが提供できること。	ア サービス向上のための具体的な手法、期待できる効果	5	5	5	4	4	4
		イ 施設の利用促進（施設利用者や関係する団体などと良好な関係を維持するための方策、施設利用の促進の具体的方策など）	5	5	5	4	5	4
		ウ 学校利用を促進するための具体的方策	5	5	4	4	4	4
6	災害対応、施設の安全管理のための体制や対応策が整備されていること。	ア 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策	10	10	10	10	8	10
合 計			100	99	95	89	88	86
順 位			1位	1位	1位	1位	1位	1位

※1 委員1人当たりの配点

事業者 A

(単位:点)

No	選定基準	評価項目	配点 (※1)	評価点				
				ア委員	イ委員	ウ委員	エ委員	オ委員
1	市民の平等な利用が確保されること。	ア 施設の管理運営を実施する際の基本方針	10	4	8	6	6	2
		イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	3	4	2	4	2
		ウ 個人情報保護についての考え方及び具体的取組	5	2	4	3	3	2
2	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること（自主事業の内容を含む。）。	ア 主催事業の具体的内容	5	3	3	3	4	2
		イ 自主事業の具体的内容	5	2	5	4	4	2
		ウ 環境学習、自然体験学習等への取組	5	3	4	4	4	2
		エ 食堂運営の内容（食事内容、料金、体制、安全・衛生などの具体的内容）	5	2	4	3	4	2
		オ 高島市及び周辺他施設との連携	5	3	5	4	5	2
3	事業計画書、管理体制計画書の内容が、安定した管理を行う人員、資産、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること。	ア 安定的な管理運営が可能となる人的能力	10	4	8	4	8	4
		イ 安定的な管理運営が可能な財政的基盤	10	4	8	4	8	4
4	収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること（自主事業による利益の取組の提案を含む。）。	ア 施設の管理運営に係る経費の内容	10	4	6	4	6	2
5	施設の設置目的を効果的に達成し、利用者に質の高いサービスが提供できること。	ア サービス向上のための具体的な手法、期待できる効果	5	2	4	2	4	2
		イ 施設の利用促進（施設利用者や関係する団体などと良好な関係を維持するための方策、施設利用の促進の具体的方策など）	5	1	3	3	3	2
		ウ 学校利用を促進するための具体的方策	5	2	3	4	3	1
6	災害対応、施設の安全管理のための体制や対応策が整備されていること。	ア 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策	10	2	8	4	6	2
合 計			100	41	77	54	72	33
順 位 (※2)			-	-	-	-	-	-

※1 委員1人当たりの配点

※2 事業者Aは、各委員の評価点数の合計の平均点が100点満点中60点に満たなかったため、指定管理者候補者及び次点者に選定しないこととしました。

議案第 7 5 号

令和 6 年 1 1 月吹田市議会定例会提案の吹田市立小・中学校屋内
運動場空調設備整備事業契約の一部変更について

教育事務に関し市長の作成する議会の議案について、別紙の内容で異
議がないものとします。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

吹田市教育委員会
教育長 大江 慶博

議案第 1 1 9 号

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について

本市は、吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約（令和 5 年 1 2 月 2 2 日議決第 1 0 4 号、令和 6 年 6 月 2 8 日議決第 7 6 号）の一部を次のとおり変更します。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項 目	変 更 前	変 更 後
5 契約金額	4, 7 1 7, 2 9 3, 1 1 9 円 ただし、物価変動及び消費税法変更等に伴い金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。 （内 訳） 設計・施工等のサービス対価 4, 1 0 0, 8 3 8, 7 7 5 円 維持管理のサービス対価 6 1 6, 4 5 4, 3 4 4 円	4, 7 8 4, 0 7 6, 1 3 2 円 ただし、物価変動及び消費税法変更等に伴い金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。 （内 訳） 設計・施工等のサービス対価 4, 1 6 7, 6 2 1, 7 8 8 円 維持管理のサービス対価 6 1 6, 4 5 4, 3 4 4 円

変更理由

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約において、賃金水準又は物価水準の変動により設計・施工等のサービス対価が不適当となったと認めたときは、変動前工事代金額の 1 0 0 0 分の 1 5 を超える額につき、当該サービス対価の変更に応じることが定められているところ、第 2 期工事における設計・施工等のサービス対価のうち、施工業務及び工事監理業務に係る費用について、変動前工事代金と同事業契約に定める物価変動の指数を適用して算出した変動後工事代金額をそれぞれ比較すると、1 0 0 0 分の 1 5 を超えて増加したため。

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について

1 事業概要

小・中学校の屋内運動場（体育館）への空調設備の整備及び維持管理を18年間のPFI事業で実施しています。5期に分けて順次、設計・施工等を進め、令和7年度（2025年度）末までに全校への整備を完了する予定です。

工期	引渡（予定）日
第1期工事	令和6年（2024年）5月31日
第2期工事	令和6年（2024年）11月30日
第3期工事	令和7年（2025年）3月31日
第4期工事	令和7年（2025年）6月30日
第5期工事	令和8年（2026年）3月31日

2 契約変更理由

本事業契約において、賃金水準又は物価水準の変動により設計・施工等のサービス対価が不適当となったと認めたときは、各工期につき1回、当該対価を変更できると定めるところ、第2期工事の引渡分について1.5%を超える変動が認められましたので、本事業契約の定めにより、設計・施工等のサービス対価を改定するものです。

3 変更内容

項 目		変 更 前	変 更 後	差 額
契 約 金 額		4,717,293,119 円	4,784,076,132 円	66,783,013 円
内 訳	設計・施工等のサービス対価	4,100,838,775 円	4,167,621,788 円	66,783,013 円
	維持管理のサービス対価	616,454,344 円	616,454,344 円	—

議案第 7 6 号

令和 6 年 1 1 月吹田市議会定例会提案の令和 6 年度補正予算案
について

教育事務に関し市長の作成する議会の議案について、別紙の内容で異
議がないものとします。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

吹田市教育委員会
教育長 大江 慶博

令和 6 年度

教育費 補正予算（案）

吹田市教育委員会

第 3 表 債務負担行為補正

追 加				(単位：千円)				
事	項	期	間	限	度	額	備	考
中学校部活動運営業務（令和6年度契約分）		令和6年度～令和8年度			321,534			
中学校給食調理等業務		令和6年度～令和25年度			26,314,168			

第 4 表 地方債補正

変更

起債の 目的	補 正 前						
	限度額	起債の 方法	利 率	償 還			方 法
				償還 期限	据置 期間	償還方法	
義務教育施設 整備事業	千円		%以内	府	年以内	半年賦元利均	市財政の都合に
		普通貸借		府		等、年賦元利均	等、年賦元利均より据置期間お
	2,522,400	また は	3.0	銀 行	25	行額の3%以	短縮し、もしくは
		証券発行		その他		上半年賦、半	額は繰上償還し、
						年賦元金均等、	または低利に借
						年賦元金均等、	年賦元金均等、換えすることが
						満期一括	できる。

補 正 後							
限度額	起債の方法	利 率	償 還			方 法	
			区分	償還期限	据置期間	償還方法	そ の 他
千円		%以内	政 府	年以内	年以内	半年賦元利均等、年賦元利均等、当初発行額の3%以	市財政の都合により据置期間をお
2,526,800	普通貸借	3.0	府	25	3	上半年賦、半年賦元金均等、年賦元金均等、	また低利に借
	また は		銀 行			年賦元金均等、満期一括	換えることができ
	証券発行		そ の 他				

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 20 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教 育 債	3,109,800	4,400	3,114,200	1 義務教育施設整備債	4,400	小・中学校改修事業
計	10,852,000	4,400	10,856,400			

歳出

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他				
3 教育指導費	1,024,767	618	1,025,385				618	7 報償費	24	中学校部活動運営業務委託に係る 事業者選定学識経験者謝礼金
								17 備品購入費	594	中学校部活動用備品購入費
計	3,355,053	618	3,355,671				618			

(項) 2 小学校費				(単位：千円)					
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				財源			区分	金額	
				特定	地方債	その他			
				国府支出金					
2 小学校改修費	2,317,461	2,159	2,319,620		2,100		59	16 公有財産購入費	2,159
									屋内運動場空調設備設置に係るサービス購入料（設計・施工）
計	4,821,040	2,159	4,823,199		2,100		59		

(項) 3 中学校費										(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				財源			区分	金額			
				特定財		その他					
				国府支出金	地方債						
1 中学校管理運営費	886,370	51,051	937,421				51,051	10 需用費	99 消耗品費		
								17 備品購入費	50,952 生徒用端末購入費		
2 中学校改修費	770,706	2,359	773,065		2,300		59	16 公有財産購入費	2,359 屋内運動場空調設備設置に係るサービス購入料（設計・施工）		
計	1,657,076	53,410	1,710,486		2,300		51,110				

(項) 6 保健体育費					(単位：千円)				
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				財源			区分	金額	
				特定財源		その他			
				国府支出金	地方債				
3 学校給食費	2,352,257	12	2,352,269				12 7 報償費	12	中学校給食調理等業務委託に係る事業者選定学識経験者謝礼金
計	3,299,519	12	3,299,531				12		

中学校部活動運営等業務外部委託の拡大について

1 事業の内容

中学校の部活動は、生徒の文化・スポーツに親しむ機会を確保するとともに、責任感・連帯感や自主性の育成にも寄与する活動であり、本市においては約 8 割の生徒が参加しています。しかしながら、近年、顧問の不在等による部活動数の減少や教職員の負担が課題となっており、部活動の維持が困難なケースが生じており、課題解消に向けて、令和 6 年 4 月から市内中学校 5 校（5 部活）において、部活動の外部委託を試行実施しています。

試行実施の結果、当該手法が生徒の文化・スポーツに親しむ機会の確保、教職員の負担軽減に一定の効果が確認できたため、顧問の異動により存続が危ぶまれる部活動等を対象として、令和 7 年 4 月から市内中学校 16 校（43 部活）において外部委託を実施するものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 618 千円

（款）教育費（項）教育総務費（目）教育指導費

（大事業）学校教育支援事業（小事業）教育活動支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	24	プロポーザル実施要領策定に係る学識経験者からの意見聴取の謝礼
備品購入費	594	拠点校部活動設置に係る備品購入費

(2) 債務負担行為

（追加）

事項	中学校部活動運営業務（令和 6 年度契約分）
期間	令和 6 年度(2024 年度)～令和 8 年度(2026 年度)
限度額	321,534 千円

3 今後の予定

令和 7 年(2025 年) 1 月	プロポーザル方式による事業者公募
2 月	契約締結
3 月	教職員への説明、生徒・保護者への説明会の実施
4 月	中学校（16 校、43 部活）の部活動管理運営の業務委託を開始（令和 9 年 3 月まで）

センター方式による中学校全員給食の実施について

1 事業の内容

(1) 概要

令和 10 年度（2028 年度）中の開始を目標に、民設民営のセンター方式で中学校の全員給食を実施します。

令和 6 年（2024 年）8 月に策定した、「中学校の全員給食に向けた基本計画」を踏まえた給食調理事業の運営を条件の一つとして、健都イノベーションパークの本市所有地に、第 2 アライアンス棟（※ 1）の整備運営事業者と給食提供事業者を合わせて募集し、給食調理等を委託するため、当該業務に係る委託料について債務負担行為を設定します。

なお、事業者選定はプロポーザル方式で実施し、契約を行う給食提供期間は、令和 10 年度（2028 年度）中のいずれかの学期始めから、令和 25 年度（2043 年度）の 1 学期末までとします。

（※ 1）アライアンス棟…北大阪健康医療都市（健都）における医療クラスターの形成に向け、健都イノベーションパークに進出する企業や大学の産学連携の窓口等様々な機関が入居し、連携や交流を通して健康寿命延伸に向けた取組が推進される場となる、ハード・ソフトの両面において複合的な機能を目指した建物。

(2) 委託業務の内容

本市が示す献立に基づく給食の調理、中学校への配送及び回収、生徒への食缶の受渡し（配膳）、食器や食缶の洗浄などの業務を委託します。

（参考）業務分担の区分

項目	献立の作成	食材の選定及び発注	食材の検収	給食の調理	食器や食缶の配送及び回収	配膳室での食缶受渡し
市	○	○				
事業者			○	○	○	○
項目	食器や食缶の洗浄	食器や食缶の調達及び管理	調理場の整備及び維持管理		調理機器の整備及び維持管理	
市						
事業者	○	○	○		○	

(3) 整備場所の概要

- ア 所在地 摂津市千里丘新町 200 番 26 ほか（健都イノベーションパーク）
- イ 面積 5,872.13 m²
- ウ 用途地域 準工業地域
- エ 建ぺい率/容積率 60%/200%

(4) 調理場整備に係る主な要求水準

- ア 調理能力 最大 11,500 食/日
- イ 稼働日数 年間 190 日程度
- ウ 給食の内容

主食、副食、牛乳からなる完全給食で実施し、副食は3品程度提供します。
統一献立を作成し、18校を2つの区域に分けて、実施日をずらして提供します。

保温（保冷）食缶を用いて配送し、食器（4点）、食具（箸、スプーン）、個人用トレイを提供します。

- エ 食物アレルギー対応

小学校給食で実施している対応を基本として、一部食材（卵、乳、小麦の一部）の除去食を提供します。また、除去食は専用調理室での調理を行います。

- オ 衛生管理

HACCP（※2）の考え方を取り入れ、学校給食衛生管理基準（文部科学省）や大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）に則った衛生管理を行います。また、必要に応じて市職員が調理場に立ち入れるようにするなど、調理場の状況確認を行います。

（※2）HACCP（ハサップ）…食品の安全性を保証する衛生管理の手法の一つで、原材料の生産から調理されて喫食者の口に入るまでの各段階で発生すると考えられる危害（ハザード）を科学的に分析し、その危害発生を防止できるポイントを定め、これを重点的に管理することで安全性を確保する手法。

(5) 委託料支払いの考え方

調理場が年間190日程度稼働することを想定し、債務負担行為限度額を積算していますが、各学校における給食提供は175日程度となる見込みです。そのため、委託料の支払いについては、年間170日分の経費を固定費として支払い、それ以上の日数分の経費については、給食提供の実績に応じて支払う予定です。

2 予算額

(1) 歳出予算 12 千円

(款) 教育費 (項) 保健体育費 (目) 学校給食費

(大事業) 中学校管理事業 (小事業) 中学校給食事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	12	中学校給食調理等業務委託に係る事業者 選定学識経験者謝礼金 6,000 円×2 時間×1 名=12,000 円

(2) 債務負担行為

(追加)

事項	期間	限度額 (※3)
中学校給食調理等業務	令和 6 年度～令和 25 年度	26,314,168 千円

(※3) 主な積算内訳として、給食運営に係る経費や施設入居に係る経費を見込んでいます。なお、給食運営に係る経費については、業務期間中における物価上昇を見込んで積算しています。

3 今後の予定

令和 6 年度 (2024 年度) 中	整備運営事業者と給食提供事業者の募集開始
令和 7 年 (2025 年) 夏頃以降	整備運営事業者と給食提供事業者の決定、 給食調理等委託契約、開業準備など
令和 10 年度 (2028 年度) 中	中学校全員給食の開始

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業における補正予算について

1 概要

設計・施工等のサービス対価について、当初の見込みを上回る物価変動により令和 6 年度（2024 年度）の支出予定額が当初予算額を超過する見込みとなったため、予算の補正を行うものです。

単位：円

項名称	当初予算額 [A]	第 1 期工事 支出済額 [B] ※ 1	第 2 期工事 支出予定額 [C] ※ 2	第 3 期工事 支出予定額 [D] ※ 3	支出予定額 合計 [E] ([B]+[C]+[D])
小学校費	1,883,382,000	94,184,736	1,007,688,561	783,667,434	1,885,540,731
中学校費	605,819,000	241,153,608	54,183,382	312,840,627	608,177,617
計	2,489,201,000	335,338,344	1,061,871,943	1,096,508,061	2,493,718,348
当初予算額と支出予定額の差（[A]－[E]） 小学校費 △ 2,158,731 中学校費 △ 2,358,617 計 △ 4,517,348					

※ 1 令和 6 年（2024 年）5 月定例会に事業契約の一部変更について提案

※ 2 令和 6 年（2024 年）11 月定例会に事業契約の一部変更について提案（議案第 119 号）

※ 3 令和 7 年（2025 年）2 月定例会に事業契約の一部変更について提案予定

2 補正予算額

(1) 歳出予算 4,518 千円

（款）教育費（項）小・中学校費（目）小・中学校改修費

（大事業）小・中学校管理事業（小事業）小・中学校改修事業

節名称	補正予算額 (千円)	説明
公有財産購入費	4,518	設計・施工等のサービス対価 小学校改修事業 2,159 千円 中学校改修事業 2,359 千円

(2) 歳入予算（特定財源） 4,400 千円

（款）市債（項）市債（目）教育債

節名称	補正予算額 (千円)	説明
義務教育施設整備債	4,400	小学校改修費充当分 2,100 千円 中学校改修費充当分 2,300 千円

3 今後の予定

令和6年（2024年）11月	第2期工事分引渡予定
令和7年（2025年）2月	事業契約の一部変更について2月定例会に提案
令和7年（2025年）3月	第3期工事分引渡予定

中学校における GIGA 端末の購入について

1 事業の内容

令和 2 年度（2020 年度）に GIGA スクール構想開始に伴い、児童・生徒 1 人 1 台端末（小学校は iPad、中学校は Windows 端末）を導入しました。

近年、経年劣化により中学校で使用する Windows 端末の故障が頻発しており、使用できなくなる端末が増えています。令和 7 年度（2025 年度）当初には新入生を含めた中学校の生徒に配備する端末が不足することが予想されているため、中学校で使用する生徒用端末 800 台の購入を行うものです。

なお、中学校で使用する端末については、令和 2 年度（2020 年度）からの GIGA 端末活用状況を踏まえ、令和 7 年度（2025 年度）から順次 iPad に更新する予定としています。購入する端末については、先行導入校 1 ～ 2 校の生徒分として配備を行ったうえで、先行導入校の回収端末を他校の不足端末として再配備します。

2 予算額

歳出予算 51,051 千円

（款）教育費（項）中学校費（目）中学校管理運営費

（大事業）中学校管理事業（小事業）中学校管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	99	充電保管庫電源タップ
備品購入費	50,952	iPad 端末本体、キーボード、MDM（端末管理機能）

3 経過及び今後の予定

令和 7 年（2025 年）1 月	端末入札を実施（iPad800 台）
令和 7 年（2025 年）3 月	先行導入校に iPad800 台を配備
令和 7 年（2025 年）4 月	先行導入校の端末運用開始

11月定例教育委員会会議

教 育 長 報 告 事 項

- ① 吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例の制定について
- ② 令和6年11月吹田市議会定例会提案の令和6年度補正予算案について（放課後子ども育成室所管分）
- ③ 吹田市いじめに係る重大事態調査委員会（第2小委員会）からの答申について

吹田市留守家庭児童育成室条例現行・改正案対照表

現 行		改 正 案	は改正箇所
(保育料) 第8条 2 保育料は、児童1人につき月額 <u>4,000円</u> とする。ただし、同一世帯から2人以上の児童が入室する場合には、2人目以降の児童については、1人につき月額 <u>2,000円</u> とする。 3 4 延長時間に係る保育料は、児童1人につき月額 <u>1,500円</u> とする。ただし、同一世帯から2人以上の児童が延長時間に入室する場合には、2人目以降の児童については、1人につき月額 <u>750円</u> とする。 5	-----略----- -----略----- -----略-----	(保育料) 第8条 2 保育料は、児童1人につき月額 <u>6,000円</u> とする。ただし、同一世帯から2人以上の児童が入室する場合には、2人目以降の児童については、1人につき月額 <u>3,000円</u> とする。 3 4 延長時間に係る保育料は、児童1人につき月額 <u>2,000円</u> とする。ただし、同一世帯から2人以上の児童が延長時間に入室する場合には、2人目以降の児童については、1人につき月額 <u>1,000円</u> とする。 5	-----略----- -----略----- -----略-----

吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に基づき、留守家庭児童育成室の保育料及び延長保育料を改定するため、吹田市留守家庭児童育成室条例を改正するものです。

2 改定内容

留守家庭児童育成室の運営経費や施設管理経費が増加したため、保育料を増額改定するものです。

なお、急激な負担の増加を緩和するため、改定率の上限の1.5倍を基本に、近隣各市の状況も考慮して算出しています。

3 改定額

	改定前（現行）	改定後（案）
保育料	4,000円	6,000円
延長保育料	1,500円	2,000円

※児童1人につき月額料金です。

2人目以降の児童はそれぞれ半額とします。

4 施行期日

令和7年（2025年）4月1日

地域教育部 放課後子ども育成室

明 説 案 算 予 正 補 度 年 6 和 令

書

(単位 千円)

科 目	補 正 の 額	補 正 額	計	説 明
児童福祉費				
児童福祉総務費	0	2,580	2,580	国庫支出金返還金 令和5年度 子ども・子育て支援交付金返還金
				2,580